

特定教育・保育施設等の給食費（主食費及び副食費）について

1 給食費の概要

教育・保育施設を利用する児童の給食費（主食費及び副食費）（以下「給食費」とする。）は、児童の年齢や世帯の市町村民税所得割額、世帯の状況によって取扱いや徴収の有無が異なります。

※令和8年9月～令和9年3月までの副食費が免除となる児童について、「副食費支払免除通知書」を同封しております。（徴収となる児童については同封していません。）

【保育認定（2・3号認定）の0～2歳児】

給食費は保育料に含まれているため、別途給食費の徴収はありません。

※給食費以外の実費徴収がある場合があります。詳細は利用施設へお尋ねください。

【保育認定（2号認定）の3～5歳児】

給食費は施設が徴収します。

以下いずれかの条件に当てはまる場合は、副食費のみ徴収が免除です。

- （1）市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- （2）市町村民税所得割額が77,101円未満で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯（ひとり親等）
- （3）同時就園のきょうだいで数えて3子目以降の児童

【教育認定（1号認定）の児童】

給食費は施設が徴収し、年齢による取り扱いは以下のとおりです。

≪満3歳≫市独自の子育て支援策により、副食費のみ徴収が免除されます。※上限あり

≪3～5歳児≫以下いずれかの条件に当てはまる場合は、副食費のみ徴収が免除です。

- （1）市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯
- （2）小学校3年生までのきょうだいで数えて3子目以降の児童

2 年度切替の時期

副食費の免除対象の判定は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市町村民税所得割額により算定しています。

令和8年度		令和9年度
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和7年度の市町村民税所得割額で算定	令和8年度の市町村民税所得割額で算定	

【問合せ先】鹿屋市こども政策課 保育幼稚園係（⑰番窓口）

電話：0994-43-2111（内線:3146）